

# 岡山御津カントリークラブ

# ゴルフ場利用約款

**当ゴルフ場に御来場のお客様は、下記ゴルフ場利用約款を必ずお守りいただき、安全で快適なプレーをお楽しみ下さるようお願い申し上げます。**

## 記

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、当ゴルフ場の諸規則ならびに本約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、所定の用紙に署名又は専用カードの提示によるチェックインをして下さい。それにより、当ゴルフ場は署名又は専用カード提示者の施設利用をお引受けすることになります。

(利用の申し込み)

第3条 プレーの申し込みは、当ゴルフ場の申し込み規程に従っていただきます。

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は次の場合に、利用をお断りすることがあります。

- 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 天災その他止むを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- 利用者が暴力団員もしくはその関係者と認められるとき。
- 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
- 偽名または他人名義での申し込みをしたとき。
- その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

(利用継続の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は、利用者が第4条第4項以下に該当することが判明したときならびに本約款に違反したときは利用の継続をお断りすることがあります。

(休業日・開場時間)

第6条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。

(金銭・その他貴重品)

第7条 必要限度を著しく超えた現金その他貴重品の当ゴルフ場への持ち込みは謹んで下さい。金銭その他貴重品は各自の責任において保管して下さい。盗難等の事故による損害には、当ゴルフ場は原則として一切責任を負いません。

- 当ゴルフ場備え付けの貴重品ロッカーをご利用下さい。
- 貴重品ロッカーをご使用されない場合は、当ゴルフ場所定の封筒に入れ記名封印のうえフロントにお預け下さい。
- お預かり品は、預かり証の持参人に預かり証と引き換えにお返し、当ゴルフ場のお預かり品に対する責任は免責となります。
- 封筒を受領された方は、その場で必ず封印をご確認のうえ開封して下さい。
- 預かり証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。なお、届け出前に第三者が既に預かり証により封筒と引き換えた場合は、当ゴルフ場は責任を負いません。

(携帯品・自動車)

第8条 携帯品やゴルフ場敷地内に駐車中の自動車ならびに車中の物品についての盗難、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(宅配便の取り扱い)

第9条 宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズ等のお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中のこれらの物品の盗難、紛失、破損等の責任は負いません。

(ロッカー収容品)

第10条 ロッカー収容品の事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第11条 ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

(ティグラウンドにおける素振り)

第12条 素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外ではなさないで下さい。

- プレーヤーは、みだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。

(キャディ及びフォアキャディの合図と飛距離の確認)

第13条 キャディまたはフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図ですが、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断し先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方へは絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへ打ち込んだ場合)

第15条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、方向性を適切に判断し、慎重に打球して下さい。

- 隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーの了解を得たうえ、自己の同伴プレーヤーにも十分注意して打球して下さい。

(退避および退避所)

第16条 後続組に打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

- 退避所の設けてあるホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず退避所内に退避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第17条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴・地震等があったとき)

第18条 雷鳴があり危険であると当クラブより警告したとき、又は指示の有無に関わらず雷・地震等で危険を感じたときは、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(乗用カートの使用)

第19条 乗用カートは全て手動運転です。自動車の運転免許をお持ちの方のみ運転できるものとし、安全運転をお願いします。

- 乗用カートに乗車中は、座席から体を外に出さないで、手摺を掴み振り落とされないようお気をつけ下さい。
- 乗用カートに故障のあるとき、または異常を認めたときは、直ちに従業員にお申し出下さい。
- キャディが乗用カートを運転する場合がありますが、注意事項を守り、自己の責任において充分お気をつけ下さい。

(火気使用の禁止)

第20条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁します。

- マッチの燃え殻、煙草の吸い殻は、必ずよく消してから灰皿にお入れ下さい。

(プレーの進行)

第21条 トップスタートは、ハーフラウンド2時間以内、それ以降の組は前の組との間隔を維持し、プレーして下さい。著しくプレー進行に遅延があった場合、組の入れ替えやプレーの中止をお願いする場合がございます。

(コースマーシャルの巡回)

第22条 コースマーシャルがコースを巡回しております。ご来場の皆様が快適で安全なプレーをお楽しみいただけるようコースマーシャルの注意、指示または勧告に従って下さい。

(違背の場合の責任)

第23条 当ゴルフ場は、次の場合には損害賠償の責任を負いません。

- 利用者が第11条、第12条、第13条、第15条および第19条に違背して第三者に傷害等の被害を与えた場合。
- 利用者が第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条および第19条に違背して自ら傷害等の被害を受けた場合。

(プレー終了後のクラブの確認)

第24条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。

- 確認後は、クラブの不足瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設その他に損害を与えた場合)

第25条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設その他に損害えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

(施設内への持ち込み品)

第26条 施設内に以下のものを持ち込むことをお断りいたします。

- 銃砲刀剣類
- 発火、爆発の恐れのあるもの
- 騒音を発するもの
- 著しく悪臭を放つもの
- 動物等のペット類
- その他、他人に迷惑をおよぼすもの

(行為の禁止)

第27条 施設内での下記の行為は、お断りいたします。

- 賭博、その他風紀をみだす行為
- 物品販売、宣伝広告等の行為
- 他人に迷惑をおよぼし、または不快感をあたえる行為
- 利用者以外(含むギャラリー)のコース内立ち入り(特に許可する場合は除く)なお、特に許可した場合であっても、利用者以外(含むギャラリー)が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は、一切損害賠償の責任を負いません。
- メタルスパイクシューズの着用
- 浴室の利用における次の行為
  - (イ) 入れ墨をした方の浴室への入場
  - (ロ) 浴槽内での剃刀の使用、タオルの持込等、清潔を妨げる行為

(服装について)

第28条 ジーパン、Tシャツ、タンクトップ等下着と見間違える服装でのご入場及びプレーはお断りします。

- サンダル、ゲタ、スリッパ、セッタ等でのご入場はお断りします。

(個人情報取り扱い)

第29条 受付時にご記入いただいた方の個人情報はサービス向上を目的とするマーケティング活動、および営業案内の目的で利用し、その他の目的には一切利用しません。上記利用目的を実施するに当たり、秘密保持契約書を締結したうえで業務委託先に対して当該情報を開示する場合がございます。